

# 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 常設事務局の設立

## － 会計監査と内部監査への期待 －

金融庁 IFIAR 常設事務局設立準備本部長  
兼 証券取引等監視委員会事務局長

佐々木 清 隆

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators) の常設事務局が2017年4月に東京に設立されることが、本年4月のIFIAR ロンドン本会合で決定された。わが国において金融関係の国際機関の本部が設立されることは初めてであり、非常に画期的なことである。

IFIARは、2000年代に入り日本を含め各国において監査監督当局の設立が進むなかで2006年に設立された。当初は18ヶ国の監査監督当局が加盟するのみで発足したIFIARであるが、現在では、51ヶ国・地域が加盟し、設立後10年間で約3倍に増加している。

その間、依然として起きる企業の会計不正、会計監査の質に対する投資家等からの期待の高まり、企業のグローバル化に対応したグループ監査の質の向上の必要性等対処すべき課題が増加しているほか、金融危機後においては金融分野の他の国際機関との関係強化も新たな課題となっている。このような変化に対応し、IFIARとしての取組み内容も以下のとおり変化してきている。

まず第1に、加盟当局間の連携・協力を促進する観点から、多国間の情報交換枠組み (MOU : Multilateral Memorandum of Understanding) が策定された (2016年4月)。企業のグローバル化の進展に伴うグループ監査や監査法人グループのグローバル展開に対応す

るため、二国間での連携に加え、多国間での情報交換を促進することが期待されている。

第2に、会計監査の質を向上させる上で、監査基準等の遵守を検証するのみでなく、監査の失敗の「根本原因」としての監査法人のビジネスモデル、ガバナンス、人事報酬体系等についての議論を進めている。

第3に、会計監査の質の向上の上での監査法人の役割は当然のこととして、監査の質に利害関係を有するstakeholderとの対話を強化している。具体的には、上場企業の監査委員会や投資家等との意見交換を強化してきているほか、金融分野の他の国際機関であるFSB (金融安定理事会)、BCBS (バーゼル銀行監督委員会)、IOSCO (証券監督者国際機構) 等との連携を強化している。

このようなIFIARの国際機関としての活動の急速な拡大を受けて、IFIARではこれまで2年を任期とする議長・副議長の出身母体が持ち回りで担ってきた事務局機能の強化の必要性が認識され、常設事務局設立の方針が2014年本会合で合意された。

わが国における監査監督当局である金融庁および公認会計士・監査審査会は、IFIAR創設時からの加盟当局であり、2007年の第1回IFIAR本会合を東京で開催するなど、国際的な会計監査の質の向上に向けて、当初からIFIARの活動に積極的に関与してきた。こうしたなか、IFIARにおける

常設事務局設立の方針を受けて、わが国は I F I A R のさらなる活動の充実、特に世界経済の発展のうえで重要不可欠なインフラである会計監査の質の向上につなげるべく、常設事務局設立の方針を支持するとともに、東京に常設事務局を設置することを提案してきた。金融庁および公認会計士・監査審査会のみならず官邸を含めた政府一丸となった誘致活動、日本内部監査協会を含む監査に関する各団体や民間経済団体等からの招致支援声明などのご協力の成果として、今般常設事務局が東京に設立されることになった。

この度、I F I A R 常設事務局が東京に開設されることは、政府として取り組んでいる東京の国際金融センターとしての地位向上にプラスであるほか、わが国の国際金融界での発言力の強化にもつながることが期待される。また、I F I A R 関連の会合が日本で開催されることを通じて、監査監督当局者のみならず監査法人その他監査に関連する世界中の人材の日本への往来が増えることや、監査に関する情報や知見の蓄積が進むことが期待される。

特に、現在上場企業による財務報告の粉飾や、監査法人監査の問題が注目されているなかであって、会計監査の質の向上はわが国における重要な課題となっており、金融庁においても、質の高い会計監査を実施するために必要な監査法人のガバナンスのあり方について議論が行われているところである。こうしたなか、I F I A R が東京に常設事務局を設立することをよい機会として、日本国内の会計や監査に関連する組織、専門家が監査に関する国際的な課題、最先端の議論についての認識を深めることは、日本の会計監査の品質のさらなる向上に資するものと考えられる。また、

I F I A R においても、上述のとおり、監査に関連する様々な主体とのコミュニケーションの重要性を認識しており、2009年以降、投資家・利害関係者ワーキング・グループにおいて外部との対話を進めている。本年4月の I F I A R ロンドン本会合においては、監査に関連する主体との更なる対話を継続的に進めるため、外部有識者からなるアドバイザー・グループを立ち上げたところである。金融庁としても、監査に関連する国内の様々な組織、専門家が I F I A R と建設的なコミュニケーション関係を築くことができるよう、取り組んでいきたいと考えている。

とりわけ、企業の内部監査部門は、監査役・監査委員会や会計監査人・監査法人とともに三様監査の一翼を担っている。三様監査は、それぞれが異なる目的を持ちつつも連携することで企業におけるコーポレートガバナンスの強化が期待できる。特に、内部監査部門と会計監査人との連携は、コーポレートガバナンスの強化のみならず、会計監査の質の向上のうえでも不可欠である。例えば、内部監査計画立案の上でのリスク認識や内部監査結果を会計監査人と共有することは、会計監査におけるリスクアセスメントや、海外拠点等のグループ監査の上で有益である。このような連携の上でも、内部監査部門において、I F I A R における会計監査の質をめぐる議論を認識しておくことは重要であると考えている。

2017年4月の常設事務局設立にあわせ、I F I A R 本会合が東京で開催される。それに向けて官民の関係者間で I F I A R に対する認識の向上、監査の品質向上に向けたさらなる取組みの進展を期待したい。